

「国に法的責任はある」「原発事故で千葉県に避難した人々が起こした訴訟での東京高裁の判断だ。規制権限の不行使を厳しく指摘した。原発政策では「万が一」にも備えるのが大震災の教訓だ。

2021・2・22

# 論説

## 福島原発判決

# 「万が一」をかみしめて

国の賠償責任を認めなかったか、原発事故をめぐる各地の訴訟では、この点で地裁判断は異なつて割れた。高裁レベルでも、昨年九月の仙台高裁は「国に責任あり」だったのに、群馬県に逃れた人の群馬訴訟で先月の東京高裁は「国に責任なし」だった。司法の姿勢が、今後の国の原子力行政に厳しい対応を迫るかどうかが影響を与えうるだけに、今回の東京高裁の判決は意義がある。国の法的責任を認めるうえでハードルとなっていたのが、津波襲来の予見可能性である。

政府の地震調査研究推進本部は二〇〇二年に「陸沖から房総沖にかけての『長期評価』を公表。福島県沖でもマンニチユード8.2前後の地震が起きる可能性があるとした。今回の千葉訴訟では、地裁段階で当時の経済産業省原子力安全・保安院と東京電力との間で交わされた電子メールが明らかにされた。

「福島沖で津波地震が起きたときシミュレーションをすべきだ」と保安院側が求めたが、東電は反発。「四十分間くらい抵抗した」との生々しい記述があった。残念ながら、このときはシミュレーションは漏れ送られてしまった。〇八年には東電側が「長期評価」を基に最大一五・七級の津波の可能性を試算したものの、対策は土木学会に検討を依頼し、先送りしただけだった。

この経緯を考えれば、「長期評価」が公表されてから、国も東電も津波襲来の危険性を認識していたと考えるのが自然であろう。

今回の判決も、それを前提に規制権限を持つ国が東電に津波対策などを命じたことを「著しく合理性を欠いていた」と断じた。全電源喪失を防ぐ措置を想定しなかったことも非難した。

思い起こされるのが、一九九一年の伊方原発（愛媛）をめぐる最高裁判例だ。原発事故は住民の生命・身体、周辺環境に深刻な災害をもたらし、かつ「万が一」にも起こらざるを得ない「十分な安全審査を求めた」とした。

大震災と原発事故から十年。この判例の趣旨に照らせば、「長期評価」を危険信号と受け止め、「万が一」の災害に備えるのが原子力政策を進める国の当然の責務だったはずだ。